

令和4年2月3日

## 高砂市総合教育会議資料

- ・ 令和4年度教育予算について ······ 1
- ・ 地域交流センターについて ······ 3
- ・ 就学前施設のあり方について ······ 6

高 砂 市

## 令和4年度教育予算の内容

(単位：千円)

項目	予算額	内容
<b>1 自立的に自己の未来を切り拓く力を育てる学校教育の推進</b>		
補充学習推進事業・学生スタディパートナー派遣事業	3,000	地域人材を活用した補充学習推進及び各学校に学生スタディパートナー配置に要する経費
ALT活動事業	49,000	外国語活動のためにALTに要する経費
情報教育管理事業	91,000	市内教育ネットワークの管理に要する経費
情報教育推進事業	72,000	小中学校における情報教育推進に要する経費
不登校問題対策推進事業	21,000	不登校児童生徒への対応に要する経費
スクールソーシャルワーカー活動事業	6,000	スクールソーシャルワーカーの配置に要する経費
青少年センター運営管理事業	4,000	青少年センターの運営に要する経費
青少年補導委員活動事業	4,000	青少年補導委員協議会の運営に要する経費
小学校体験活動事業（小学校）	23,000	自然学校実施に要する経費
トライやる・ウィーク推進事業（中学校）	4,000	中学生の体験学習に要する経費
教育振興事業・小学校体力運動能力向上事業・中学校学校体育推進事業	39,000	スクールサポートスタッフの配置、教育課程研究や教師用教科書、教育用消耗品等に要する経費及び体育推進に要する経費
学校給食事業	412,000	小学校・中学校・幼稚園の給食実施に要する経費
学校保健事業	57,000	園児児童生徒の健康増進のための保健事業実施に要する経費及び感染症対策に要する経費
特別支援教育推進事業	56,000	巡回相談、介助員配置やスクールアシスタント配置等に要する経費
加古川養護学校通学事業	12,000	加古川養護学校通学に要する経費
幼稚園運営管理事業・教材備品購入事業・子ども・子育て支援事業	10,000	幼稚園の運営・教材備品購入経費及び生活保護世帯の実費徴収補てんに要する経費
学校教育事務事業・自動車購入事業	2,000	産業医報酬、啓発リーフレット印刷等学校教育事務及び公用車の更新に要する経費
学校司書配置事業	3,000	学校司書を小中学校に配置するための経費
<b>2 学びと成長を支える学校・家庭・地域が連携・協力した教育の推進</b>		
P T A活動事業・婦人活動事業・放課後子どもプラン推進事業	5,000	市連合P T A協議会、市連合婦人会の活動助成及び放課後子ども教室を実施する経費
小・中学校運営管理事業	200,000	小・中学校の運営に要する経費
就学奨励事業	117,000	就学奨励に要する経費
高等学校奨学金支給事業	14,000	高等学校奨学金支給に要する経費
教職員研修事業	1,000	教職員資質向上のための研修に要する経費
教職員健康診断事業	5,000	教職員の健康診断に要する経費
各小学校・中学校補修事業	21,000	小・中学校施設の補修工事に要する経費
学校施設建設事業	300,000	令和4年度は伊保南小学校体育館の屋根床改修工事ほか防水工事、空調設備の設計・施工、ポンプ等設備改修、ウォーターサーバー設置等に要する経費
教材備品等購入事業	16,000	学校教育充実のため教材備品購入に要する経費
教育委員会運営事業	4,000	教育委員会の運営に要する経費

(単位：千円)

項目	予算額	内容
教育委員会事務局管理事務事業	4,000	教育委員会事務局の管理事務に要する経費

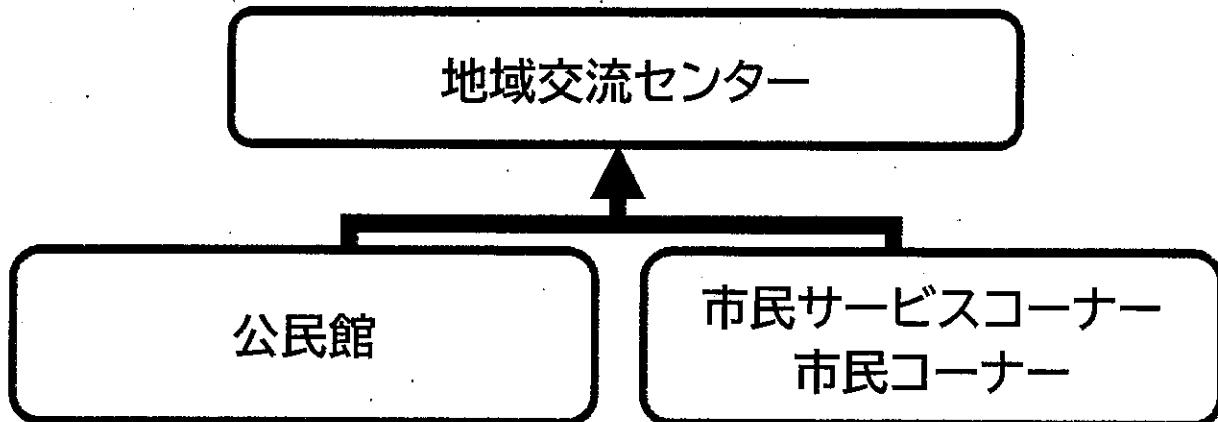
## 3 豊かな学びを提供し未来につなぐ生涯教育の推進

図書館運営管理事業	128,000	図書館運営に要する経費
公民館管理運営事業・公民館活動事業	48,000	市内8公民館の運営に要する経費及び公民館主催事業に要する経費
各公民館整備事業	17,000	中筋公民館及び北浜公民館整備に要する経費
青年の家解体事業	203,000	青年の家の解体に要する経費
青少年活動推進事業	4,000	青少年活動推進に要する経費
生涯学習推進事業	2,000	生涯学習推進・社会教育行政全般に要する経費
文化財保護・史跡保存整備関連事業	19,000	文化財保護、旧入江家住宅等指定文化財保存整備や申義堂の運営管理及び史跡整備に要する経費
教育センター管理運営事業・生涯学習講座運営事業	5,000	教育センター運営に要する経費及び高齢者大学及び陶芸教室の運営に要する経費

※予算額は100万円単位とする。

# 地域交流センターについて

令和6年度(予定)に公民館と市民サービスコーナー・市民コーナーを一体化し、新たに地域交流センターとすることを検討しています。



## 【地域交流センターの機能(主なもの)】

- 地域活動の拠点として地域の活性化を推進します。  
(公民館活動グループは引き続き活動の拠点として使用できます)
- 地域の相談、福祉の相談など相談機能を強化します。
- 行政手続の相談や市役所本庁への取次ぎは引き続き行います。

## 【できなくなること】

- ✓住民票の写しや課税証明書など各種証明書の即時交付  
⇒※高齢者や障がいのある方(一定の条件を満たす方)は、電話予約していた  
だくことなどで、現市民サービスコーナー、現市民コーナーへの一度の来庁  
で証明書を受けとれるようにしたいと考えています。  
また、マイナンバーカードがあればコンビニでも証明書を取得できます。
- ✓中筋市民サービスコーナー、米田市民サービスコーナーで執り行ってきた戸  
籍や転出などの届出  
⇒※新たに設置を考えている市民サービスコーナーでは平日時間外(17時15  
分以降)、土日祝日も行政手続きの相談や届出ができます。

【裏面に続く】

【裏面】

## 《新たに核となる市民サービスコーナーの設置について》

令和6年度から各公民館を地域交流センターとする予定としています  
が、前倒しで令和5年度に市民サービスコーナー・市民コーナーを  
廃止し、新たに核となる市民サービスコーナーの設置を考えています。

- 核となる市民サービスコーナーはアスパ高砂3階での開設を考えています。
- 新たに設置する市民サービスコーナーでは、行政手続きの相談、市役所本庁への取次ぎ、戸籍の届出や証明書の即時交付など、現在の市民サービスコーナーで執り行っていることは全てできます。
- 平日時間外(17時15分以降)、土日、祝日の対応ができるようになります。

現在7箇所に設置している市民サービスコーナー・市民コーナーでの業務を廃止することにより、人員を1箇所に集約しより効率的な業務が行えます。  
⇒※人員を1箇所に集約しても、現市民サービスコーナー・市民コーナーで執り行っている、行政手続きの相談、市役所本庁への取次ぎなどは引き続き行います。

皆様のご意見をお聞かせください。

## 地域交流センター整備方針の概要

地域交流センターに求められる役割を効果的かつ効率的に達成できるように、施設の整備概要を以下のとおり想定する。

なお、施設の詳細な仕様や備品の配置等については、今後の設計段階でさらに詳細な検討を行う。

### 1. 地域交流センターの整備概要

- ① 目的 地域住民の活動支援機能を持ち、コミュニティ活動、地域福祉及び生涯学習の推進に資するための活動拠点を提供することを通じ、地域力の向上に寄与する。
- ② 名称 「地域交流センター」
- ③ 設置根拠 新たに制定する「(仮称) 地域交流センター条例」に基づく。
- ④ 設置場所 原則として既存施設を活用する。
- ⑤ 施設の機能 『集い』、『憩い』、『学び』、『つながり』、『安心』の機能を持つ施設とし、多様化を目指す。
- ⑥ 施設の概要

基本機能	部屋	活用イメージ
集い 地域づくり機能	交流スペース	自由に利用できるスペース
憩い 市民交流機能	会議室 和室	集会、サークル活動等の多目的な利用ができる部屋 くつろぎの場として多目的に利用できる部屋
学び 市民活動機能	調理室 相談窓口	湯茶、調理設備を設置した部屋 行政手続きの相談や取次ぎの窓口
つながり 情報交換機能	情報コーナー 展示コーナー	地域情報、市政情報の発信・収集できるコーナー 地域活動の発表・展示ができるコーナー
安心 防災機能	図書コーナー	子ども向け図書を設置したコーナー

- ⑦ 管理運営方法 地域住民が自主的な地域づくりを進めるために、地域の特性を活かした管理運営方法とする。

- ・地域にあわせた管理方法（委託又は指定管理者制度等）
- ・地域住民の誰もが関われる参画・協働を軸とする運営方法

### 2. 整備の進め方

整備の進め方については、曾根地区は、曾根地区都市再生整備計画に合わせ地域交流センターの設計をする中で検討していくこととする。（令和6〔2024〕年度整備予定）

その他の地域については、地域と協議して順次進める。

# 公立就学前教育・保育施設の今後の在り方について

令和4年1月

健康こども部・教育部

## 公立就学前教育・保育施設の今後の在り方について方針

高砂市においても急速な人口減少に伴い、就学前教育人口（0歳児から5歳児）は減少していくことが見込まれる中、女性の働き方など保護者の就労形態の変化に伴い、就学前教育・保育施設（以下、「就学前施設」）について多様な保育サービスの充実が求められるなど利用者ニーズが変化している。

このような状況を踏まえ、子どもや保護者にとってより良い就学前施設の環境整備となるよう本市の公立就学前施設の適正規模や配置などをこれまでの公立就学前施設の経緯、経過、今後の児童数や地域の課題等を鑑み、今後の在り方について検討することとする。

### 1. 公立就学前施設のこれまでの経緯

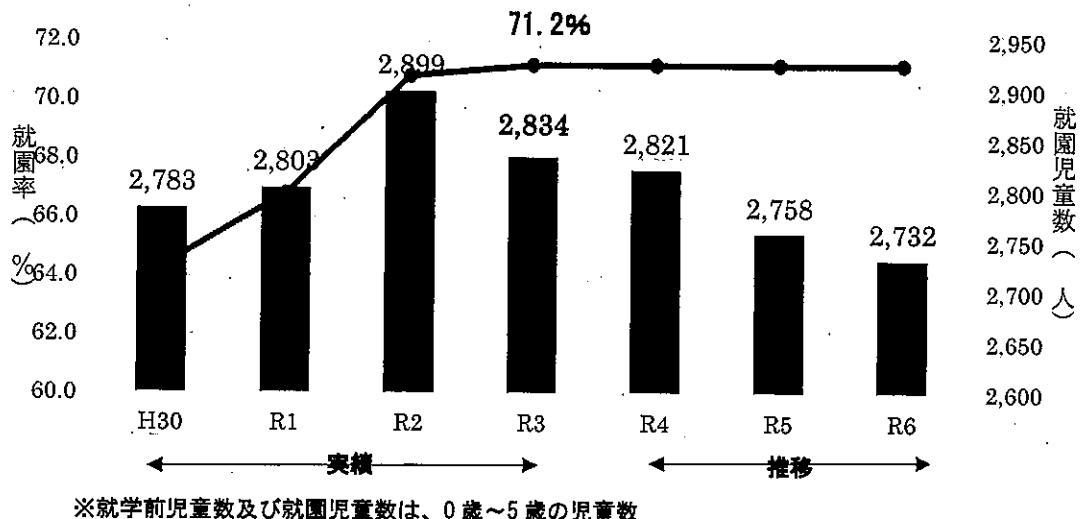
平成27年4月に子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」）が施行され、認定こども園の普及などにより子育てしやすい社会に向けた取り組みが進められた。本市においても公立就学前施設については、これまで平成22年3月に策定した「幼稚園・保育園の統廃合等の推進方向」の考え方に基づき、望ましい幼児教育を推進するため各地区の幼稚園、保育所の適正配置について検討し、統廃合や幼保一体化を進めてきた。新制度の施行後は、「高砂市子ども・子育て・若者支援プラン」に基づき、行政8地区単位において荒井地区を除く7地区が幼稚園、保育園を一体化のうえ幼保連携型認定こども園に移行してきた。荒井地区は、現在までのところ令和7年度に荒井幼稚園を増築することにより認定こども園に移行する方向性（案）としていた。

### 2. 就学前教育（0歳～5歳児）の現状

現在の就学前教育数の状況は、市内全体で3,982人（令和3年）となっており、10年前の平成24年に比べ956人減少している。行政8地区で最も減少が多かった地区は、荒井地区の260人、次いで伊保地区の255人となっている。その他の地区についてもこれらの地区と同様に大きく減少しているが阿弥陀地区のみが45人増と唯一ここ10年間の児童数が増加を推移している。

一方、各就学前施設の就園児童数は、令和3年4月現在2,834人、就園率は71.2%となっており、ここ数年で最も高い状況となっている。なかでも幼児教育・保育の無償化や認定こども園化が進んだことにより3歳児以上の就園率は97.3%となっており、また、3歳未満児の就園率も高く、なかでも2歳児の就園率も60.6%と非常に高くなっている。

## 市内の就学前児童数と就園児童数の推移



### 3. 就学前施設の状況

市内の認可施設の状況は、公立では幼保連携型認定こども園7園、保育所1園、幼稚園1園、民間では幼保連携型認定こども園7園、保育所型認定こども園3園、保育所1園の合計20園において2,649人が利用しており、就園児童数全体の93.5%となっている。また、その他の就学前施設では、幼児教育・保育の無償化により認可外保育施設や市外施設などが実施する特色のある教育・保育内容を求め、利用する保護者も多くなっている。

### 4. 今後の状況について

これまでの状況や現在の状況から就学前児童や就園児童数の状況を推察すると就学前児童はこれまで同様に引き続き各地区ともに大きく減少することが予想される。

就園児童数についても、本市は待機児童がゼロであり、就園率も非常に高く、特に3歳以上の1・2号認定児の就園率はいずれも97%を超えており、現在の全年齢児の就園率71.2%から大きく増えることは考えられないことから就園児童数はここ数年がピークとしてその後は減少することが予想される。

### 5. 民間・公立園の役割

市内民間園では、就園児童数全体の約6割(2・3号認定児)を担っており、公立園と連携した教育・保育を前提としながら、機動性や独自性を発揮し、働く女性の増加や就労形態の変化などによる多様化する保育ニーズに柔軟に応えられる保育サービスや特色のある教育・保育を行っている。

(産休明け保育、時間外保育、一時預かり保育、休日保育、その他特色のある教育として英会話、楽器演奏、スイミング、体操教室など)

公立園は、就学前教育・保育水準を基準としたアンテナとしての役割を担い、幼児教育・保育や障害児保育を積極的にリードし、また、行政組織の一部として社会情勢の変化や災害や感染症発生時などの状況下においても継続的保育を保障し実施するセーフティーネットの役割を担っている。

## 6. 高砂市公共施設全体最適化計画との整合性

高砂市公共施設全体最適化計画の基本的な考え方のなかで、市内の公立就学前施設は8地区（高砂・荒井・伊保・中筋・曾根・米田・阿弥陀・北浜）を基礎として、地域に必要な施設を考えること、また将来人口を踏まえ、統廃合、直営・民営化を2026（令和8）年度までに計画することになっている。

公立就学前施設は、公共施設全体最適化計画の第Ⅰ期計画期間である2026（令和8）年度までに、半数程度にする方向性を示すとしていることから市内全域を5地域に分割し、それぞれの地域に基幹となる公立施設を1園配置することで半数程度とする。

ただし、この5地域の分割については、施設の利用を地域ごとに制限するものではなく、施設の利用についてはこれまでどおり保護者希望により市内全域において施設を利用できるものとする。

## 7. 公立就学前施設の基本的事項

公立就学前施設の今後の在り方については、公立施設として本市の就学前教育・保育水準を基準としたアンテナとしての役割及び社会情勢の変化や災害や感染症発生時などの状況下においても継続的保育を保障し実施するセーフティーネットの役割を担うことを大前提とする。また、公共施設全体最適化計画に基づき、施設保全の考え方や財政負担の軽減などを考慮し、下記の事項を踏まえて、市内全域を5つの地域に区分し、そのひとつの地域に対して1公立施設となるよう施設の方向性を検討するものとする。

なお、今後の児童数や社会状況等を踏まえ、第Ⅰ期最適化計画期間である2026（令和8）年度において再検討を行うものとする。

- (1) 待機児童を生じさせない。
- (2) 施設老朽化による建替え、大規模な補修工事の必要がある場合は優先的に検討を行う。
- (3) 地域の利用者ニーズに応じた施設となるよう検討する。
- (4) 今後の児童数の推移や就園率など民間事業所も含め各地域の事情を十分に把握し検討する。
- (5) 3・4・5歳児がそれぞれ複数年において公立認定こども園は概ね15人、幼稚園は概ね7人を下回る施設については統廃合を検討する。

## 8. 地域別の方向性と課題

### ① 東部地域

東部地域は、ここ10年内に施設の統廃合及び民間移管を実施するなど一定規模の施設整理ができているため米田こども園を地域の基幹となる施設とする。

### ② 北部地域

北部地域は、阿弥陀こども園の園舎の老朽化がかなり進んでいることから早期建替えが必要である。また、中筋こども園は、就園児童数が少なく将来的には今後の地域の就園児童数を鑑み、阿弥陀こども園との統廃合等を検討する必要がある。以上のことから阿弥陀こども園を地域の基幹となる施設とするのが望ましい。

### ③ 中部地域

中部地域の伊保こども園は、統廃合などの一定規模の施設整理をしていることから伊保こども園を地域の基幹としての施設とする。

### ④ 西部地域

西部地域の曾根こども園は、認定こども園に移行する際の園舎建築において地域住民に対し公共施設として建替え等を行う旨の説明を行ってきてている。北浜こども園は、周辺に民間園がなく時間外保育等の利用者ニーズに対応できていないことから民間移管を視野に入れ検討する必要がある。以上のことから曾根こども園を地域の基幹となる施設とするのが望ましい。

### ⑤ 南部地域

南部地域の高砂・荒井地区においては、これまで公立園の統廃合や民間移管を実施するなど一定規模の施設整理は行ってきた。荒井地区は、市内で唯一認定こども園化の実施ができない地区となっている。早期に認定こども園化が実施できるよう検討が必要である。また、市内唯一となった荒井幼稚園の園児数が毎年減少を続けており、幼児教育に有効とされる適正規模の集団の維持が困難な状況が危惧されることから幼稚園の3歳児の受け入れなどについても検討し、令和4年度より3歳児の受け入れを実施する。

現在の状況から高砂・荒井地区のどちらの施設を基幹として維持するのか早期の判断は困難である。

## (参考①)

### ○地区ごとの経過

#### ・高砂地区

平成17年度に高砂保育園を廃園し、高砂西保育園に統廃合。

平成20年度に公立きくなみ保育園の民間移管。平成26年度に高砂幼稚園園舎を大規模改修により、高砂西保育園と幼保一体化を実施。その後平成28年度に幼保連携型認定こども園に移行。

#### ・荒井地区

平成19年度に公立みどり丘保育園の民間移管。平成25年度に荒井幼稚園園舎の全面建替え。

#### ・伊保地区

平成25年度に伊保南幼稚園と伊保幼稚園を統廃合し、平成31年度に梅井保育園跡に新園舎を建築により、伊保幼稚園と梅井保育園の一体化による幼保連携型認定こども園化。

#### ・中筋地区

平成23年度に中筋幼稚園に未満児室等を増築により、さつき保育園との幼保一体化を実施。その後、平成28年度に幼保連携型認定こども園に移行。

#### ・曾根地区

令和2年度に未満児園舎の増築、既設園舎の一部改修により曾根幼稚園と曾根保育園を一体化による幼保連携型認定こども園化。

#### ・米田地区

平成25年度に米田西幼稚園と米田幼稚園を統廃合。平成26年度に公立米田西保育園の民間移管。令和2年度に未満児園舎等の増築、既設園舎の一部改修により米田幼稚園、米田保育園を一体化による幼保連携型認定こども園化。

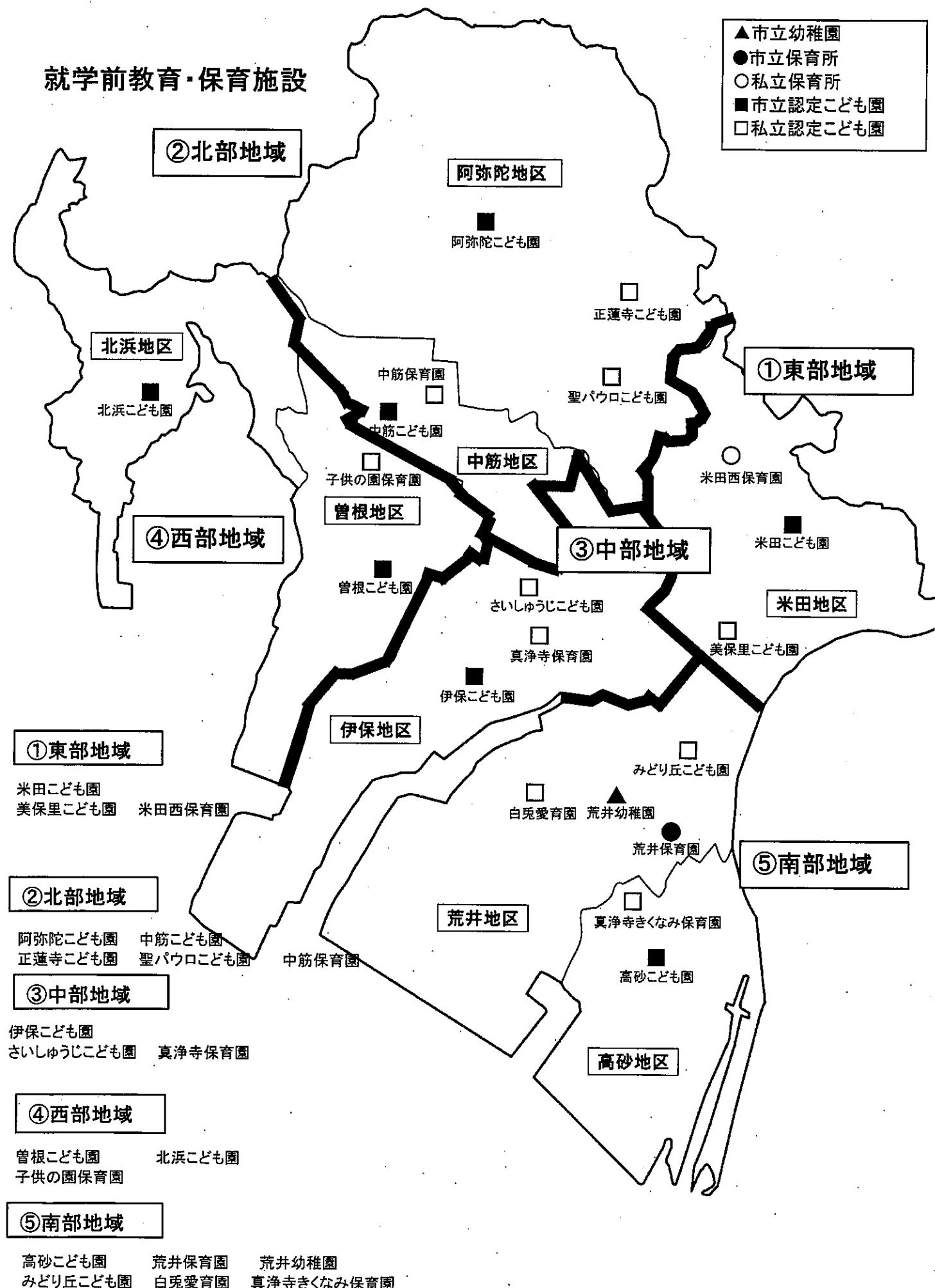
#### ・阿弥陀地区

平成13年度より阿弥陀幼稚園と阿弥陀保育園を同敷地内で運営するなど一部の幼保一体化。平成24年度より完全幼保一体化を実施。平成28年度に幼保連携型認定こども園に移行。

#### ・北浜地区

平成26年度に北浜保育園に保育室等の増築により、北浜幼稚園との幼保一体化を実施。その後平成28年度に幼保連携型認定こども園に移行。

## 就学前教育・保育施設



◇市内各地区の0歳から5歳までの児童数の推移

年度 区分	実績										推計増減数 (R3年-H24年) (R6年-R3年)			
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
高砂地区	384	365	368	348	360	330	329	301	304	294	270	270	261	-90
荒井地区	825	796	793	761	737	713	656	643	583	565	576	558	562	-260
伊保地区	977	965	928	893	898	891	875	812	774	722	756	740	732	-255
中筋地区	271	263	241	251	246	243	241	239	249	228	235	224	220	-43
曾根地区	682	642	640	601	595	575	532	525	509	500	474	465	461	-182
米田地区	984	952	922	928	895	869	911	877	876	873	871	865	841	-111
阿弥陀地区	569	562	548	570	593	614	600	615	610	614	611	595	597	45
北浜地区	246	240	230	223	223	203	182	186	192	186	160	152	150	-60
計	4,938	4,785	4,670	4,575	4,547	4,438	4,326	4,198	4,097	3,982	3,953	3,869	3,824	-956
														-158

\*平成24年度から令和3年度までの児童数は前年度3月31日時点

\*令和4年度から令和6年度までの児童数は、令和元年10月第2期子ども・子育て支援計画策定資料に基づく推計児童数

## 公立就学前施設整備スケジュール(案)

年 度	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 以降……
・現行案 (荒井幼稚園を 認定こども園化)	地域・保護者説明 ↔	基本設計 ↔	実施設計 ↔	改修工事 ↔	○認定こども園開園	
・変更案 (荒井保育園を 認定こども園化)	方針変更 ↔	駐車場等整備 空調更新 ↔	○認定こども園開園		児童数等の状況により 民間移管又は統廃合	
阿弥陀こども園 園舎等建替整備	方針決定 ↔	基本設計 ↔	実施設計 ↔	建替整備工事 ↔	新園舎建築工事 ↔	園庭・駐車場整備 ↔

荒井地区就学前施設の就園状況の推移

施設名	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3~H28
荒井幼稚園 定員 1号 130人	104	83	73	61	33	26	-78
荒井保育園 定員 2・3号 110人	82	74	97	98	93	82	0
みどり丘こども園 定員 155人→165人(R4)	162	160	162	175	175	176	14
1号 25人	14	15	16	29	26	28	14
2・3号 130人→140人(R4)	148	145	146	146	149	148	0
白兎愛育園 定員 100人	82	86	81	92	95	94	12
1号 10人					10	9	
2・3号 90人	82	86	81	92	85	85	3
計	430	403	413	426	396	378	-52

※園児数は荒井地区以外の園児、市外受託児も含む。